

毎週火、金曜日発行（但休日となるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

鳥取県告示第三百七十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
八年七月十一日道路の位置を指定したので、同規則第十
条の規定により告示する。

昭和三十八年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

◇告示 道路位置の指定

基準寝具設備の承認

申請人の住所氏名

鳥取市行徳二八二番地

山下 重 明

道路の位置の指定場所

鳥取市行徳字鳥羽屋田B79、R1の一部

八四番地一

八四番地八

行徳字鳥羽屋田西一六番地

申請部分に含まれる農業用水路

道路の幅員及び延長

幅員 四メートル

延長 一三一メートル

鳥取県告示第三百七十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十

年七月十二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
昭和三十八年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

申請人の住所氏名
鳥取市双六原一〇九番地
田 淵 潔

鳥取市富安字池田三三三番一の一部

幅員 四メートル
延長 七三・三メートル

鳥取県告示三百八十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年七月十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
昭和三十八年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

申請人の住所氏名
鳥取市卯垣二一番地
馬 淵 秋 男

鳥取市卯垣字下植田一一七番地の九の一
一一七番地の一七
一一〇番地の一の一部

幅員 四メートル
延長 一六四・八メートル

鳥取県告示第三百八十一号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準寝具設備として、次のとおり承認した。
昭和三十八年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施 設	名 称	所 在 地	基 準	寝 具	承 認 年 月 日	採 取 点 数 表 用
	博愛同愛会 医療法人同愛会 博愛病院	米子市加茂町二丁目				